

# 定期監査結果に 基づく措置通知

(平成26年3月31日公表)

SEKISUI

高松市監査委員告示第11号

定期監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により公表します。

平成26年3月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

山下 稔 (やましたみのる)

井上 孝志 (いのうえ たかし)

落合 隆夫 (おちあい たかお)



Takamatsu City Audit Secretariat

高松市監査事務局

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

## 【定期監査結果に基づく措置通知一覧】

H26.3.31

措置通知No.	監査年度	告示日	告示番号※	区分	項目	公表文該当ページ	対象部局	所管課等	措置通知日
No.1	H22	H23.2.18	第1号	意見	長期継続契約の締結について	P6	病院局	香川診療所事務局	H26.2.19
No.2	H24	H24.8.15	第19号	指摘	発注簿の事務処理を適正にすべきもの	P3	総務局	総務課	H26.3.13
No.3	H24	H24.8.15	第19号	意見	企画提案方式による提案書募集要領の内容について	P4	総務局	総務課	H26.3.13
No.4	H25	H25.11.22	第27号	指摘	契約書等の収入印紙について	P8	上下水道局	企業総務課	H26.2.28

※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

監査実施年度／対象部局

平成22年度 病院部 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成23年2月18日
------	--------------	-----	------------

区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成26年2月19日
----	-----------------------------	--	-------	------------

指摘・意見の項目

長期継続契約の締結について

内容

平成21年度全自動グルコース測定装置賃借契約は、医療用機器の賃借契約であり、高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条第1号の規定および平成18年3月3日付け通知「高松市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」の運用について（通知）により、長期継続契約が可能であることから、今後は、これらの規定により、長期継続契約を締結されたい。

公表文該当ページ

6ページ

公表文へのリンク

<http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki2/2/218.pdf>

指摘または意見に対する措置

所管課等

病院局 香川診療所事務局

措置結果

全自動グルコース測定装置賃借契約については、平成21年7月1日付けで締結した覚書により、平成26年6月30日まで単年度契約を更新するものとなっていたが、平成25年8月に病院局内の協議において、業者と長期継続契約締結に向けての調整を行うことを決定したため、同覚書を解除し、平成25年11月1日付けで長期継続契約を締結した。

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

監査実施年度／対象部局

平成24年度 総務局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第19号	告示日	平成24年8月15日
------	---------------	-----	------------

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成26年3月13日
----	--	-----------------------------	-------	------------

指摘・意見の項目	発注簿の事務処理を適正にすべきもの
----------	-------------------

内容	発注簿等財務処理要領第6項に規定する発注簿（物品購入用）には、発注日および兼命令処理日を記入しなければならないが、平成23年6月8日に見積徴取を行った半自動梱包機用紙バンドについては、発注日および兼命令処理日が記入されていないので、今後、同種の発注を行う場合には、同項の規定により適正に事務処理されたい。
----	--

公表文該当ページ	3ページ
----------	------

公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	総務局 総務課
------	---------

措置結果	半自動梱包機用紙バンドに係る発注簿の事務処理については、平成25年度から、発注日および兼命令処理日を適正に記載した。
------	--

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

監査実施年度／対象部局

平成24年度 総務局 定期監査

定期監査における指摘または意見

告示番号	高松市監査委員告示第19号	告示日	平成24年8月15日
------	---------------	-----	------------

区分	<input type="checkbox"/> 指摘	<input checked="" type="checkbox"/> 意見	措置通知日	平成26年3月13日
----	-----------------------------	--	-------	------------

指摘・意見の項目	企画提案方式による提案書募集要領の内容について
----------	-------------------------

内容	平成23年度包括外部監査に係る契約事務について、同契約書第7条では、監査の結果に関する報告を書面により提出しなければならないと定められているが、提案書募集要領に、提案書の記載内容として監査費用の内訳に実費（出張旅費、印刷費等）と記載されているものの、報告書の提出部数やページ数については触れられておらず、報告書の印刷費算定根拠としては不十分なものであると思われるので、契約金額の適正性の観点からも、前年度実績に基づいた概数等を記載するなどの見直しを検討されたい。
----	---

公表文該当ページ	4ページ
----------	------

公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki24/815.pdf</a>
----------	---

指摘または意見に対する措置

所管課等	総務局 総務課
------	---------

措置結果	包括外部監査人の選定については、企画提案方式を採用しており、選定における評価基準として監査テーマ選定の考え方、実施方針等提案書に記載された企画内容を重視し、提案者の自由闊達な企画提案を促すこととしているため、監査結果の報告については、「問題点や意見・要点を明確にし、市民に分かりやすい」ことを評価基準としているので、企画提案の段階で、テーマによって異なるページ数を指定することは適当でないが、印刷部数については、契約金額の適正性の観点から、平成26年度包括外部監査人募集における提案書募集要領の見直しを行い、提出部数の指定を行った。
------	--

## 定期監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

監査実施年度／対象部局	平成25年度 上下水道局 定期監査		
定期監査における指摘または意見			
告示番号	高松市監査委員告示第27号	告示日	平成25年11月22日
区分	<input checked="" type="checkbox"/> 指摘	<input type="checkbox"/> 意見	措置通知日 平成26年2月28日
指摘・意見の項目	契約書等の収入印紙について		
内容	<p>契約書等に貼付する収入印紙については、印紙税法第2条、第3条第1項、第7条、第8条の規定により、同法別表第1課税物件表の各号の課税物件の区分に応じ、作成者は当該課税文書の種類により課されるべき印紙税に相当する金額の印紙を貼り付けることにより印紙税を納付することとされているが、高松市上下水道局広報用パネル編集制作に係る請書については、各号文書に該当するもので、契約金額が1万円以上であるにもかかわらず、収入印紙が貼付されていないので、今後は、印紙税法に基づき適正な収入印紙が貼付された契約書等を収受されたい。</p>		
公表文該当ページ	8ページ		
公表文へのリンク	<a href="http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf">http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/teiki/teiki25/1122.pdf</a>		

指摘または意見に対する措置	
所管課等	上下水道局 企業総務課
措置結果	<p>契約書等の収入印紙については、平成26年1月9日付け契約締結分から、印紙税法に基づき適正な収入印紙が貼付された契約書等を収受した。</p>